

平成20年度決算

公営企業の資金不足比率の状況

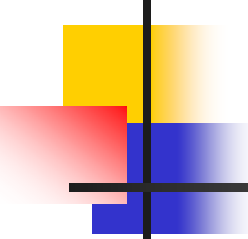
(単位: %、千円)

公営企業会計名称	平成20年度		平成19年度	
	資金不足比率	資金不足額	資金不足比率	資金不足額
水道事業会計	-	739,310	-	675,481
病院事業会計	-	0	23.3	1,071,123
簡易水道事業特別会計	-	12,297	-	31,343
集落排水事業特別会計	-	8,192	-	12,366
公共下水道事業特別会計	-	94,112	-	120,075
浄化槽整備事業特別会計	-	10,408	-	8,358
工業用地造成事業特別会計	-	0	-	0
宅地造成事業特別会計	-	44,807	-	46,162

資金不足額については、黒字の場合は負数で表示されます。

経営健全化基準

20.0



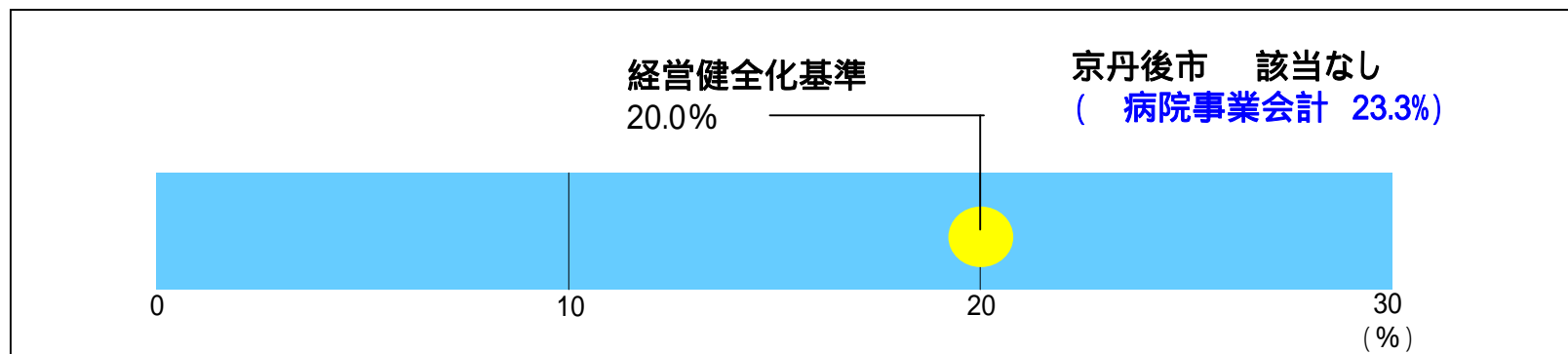
総括

- 平成20年度決算に基づく京丹後市の公営企業の資金不足比率は、2つの企業会計、6つの特別会計のすべてが黒字であり、国の定める経営健全化基準の範囲内となりました。
- 平成19年度は病院事業会計のみが経営健全化基準を超えていましたが、平成20年度は改善することができました。
- 指標の公表は平成19年度決算から、経営健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用されます。

資金不足比率

すべての会計で資金不足なし
(19年度 病院事業会計 23.3%)

- 公営企業の料金収入の規模に対する資金不足額の程度を示します。数値が大きいほど経営状況が深刻化していることを表します。
- 平成20年度はすべての企業会計および特別会計で資金不足比率は生じていません。
- 平成19年度は病院事業会計で10億7,112万円の資金不足(赤字)があり、経営健全化基準を超える23.3%の資金不足比率となりました。平成20年度は資金不足を補うため、公立病院改革プランに基づく経営改善や病院特例債(借金)を発行したことにより資金不足がなくなり、経営健全化基準を下回っています。



$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$